

3番（川瀬 孝代君） 皆様、おはようございます。

初めに、水谷町長におかれましては、町長にご就任をされて初めての定例議会でございます。これから東員町のためにご尽力をされることを、ご期待申し上げるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

このたびの東日本大震災におきまして犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

発生からまもなく3カ月になります。今なお10万人近くの方々が、避難所で大変な生活を余儀なくされております。

地震と津波、原発事故と、東日本大震災が起こった日から、日本は深い悲しみと混乱に直面をしております。私たちはこのことを通じて、暮らしのあり方や地域のコミュニティのつながりを考えなくてはならないと思います。そして今、何よりも我が町の防災への予防対策こそ重視しなければならないのではないかと、私は感じております。

通告に従いまして、1つ目、防災対策について、お伺いをいたします。

1点目、被災者支援システムの利活用についてです。

1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発をしました被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、支援物資の管理、仮設住宅の入退居など、一元的に管理をできるシステムです。

同システムを全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、総務省所管の財団法人地方自治情報センターが、2005年度に被災者支援システムを、地方公共団体が作成したプログラムを統一的に登録、管理をし、他の地方公共団体が有効に活用できるようにする「地方公共団体業務用プログラムライブラリー」に登録し、2009年1月17日には、総務省が被災者支援システム、バージョン2をおさめたCD-ROMで、全国の自治体に無償配布をしました。東員町もきっと配布をされていたのではないかと思います。

今回の東日本大震災、3月18日には民間事業者でも利用できるように、システムの設計図であるソースコードを公開しました。しかし、このたびの東日本大震災前までに同システムの導入の申請があったのは約220自治体にとどまり、被災した東北地方では、ほとんど導入の自治体はありませんでした。

今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する、被災者台帳の必要性への認識が大変高まってまいりました。このシステムの導入の申請をする自治体が増え、5月26日現在で300に達したと伺っております。

災害発生時、何よりも人命救助が最優先です。しかし、その後はきめの細かい被災者支援が求められます。中でも家を失った住民が生活再建に向けて、なくてはな

らないのは罹災証明書です。罹災証明を発行するには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この3つのデータベースを突き合わせる必要があります。

東員町においても事前に確認をしたところ、この3つのデータベースは独立をして存在をしています。仮にこのたびのような大きな災害が起きた場合、東員町においても罹災証明書の発行が必要となると思われます。今のままでは確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせるなどの負担を強いることになりかねません。

震災後に当システムを導入した宮城県の山元町では、システム導入により、この3つのデータベースが統合され、ここに住家の被災状況を追加すると、罹災証明書がスムーズに発行でき、罹災証明の申請件数に対する発行件数は、既に9割にのぼっていると言われております。

この山元町の保健福祉課によりますと、一度情報登録してしまえば、一元管理により、義援金の支給などについても再度申請の手続きは要らない、行政にとっても住民にとっても大変助かると言われております。罹災証明書だけではなく、義援金、支援金の支給、固定資産税の減免など、また、今回問題になってます要支援の部分でも、同システムの効果を発揮していることを語っています。

厳しい財政状況の中です。なかなか情報システム経費まで手が回らない、いつ起こるかかわからない災害に、お金も浪費もかけられない、また、コンピュータに精通した職員がいない、などといった声も現場ではあるそうです。しかし、同システムは西宮市の職員が災害の真ただ中、まさに被災した住民のために、必要に応じて開発したもので、高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありませ

ん。
また、職員が立ち上げ、運用すれば、コストもかかりませんし、仮に民間企業に委託した場合でも、埼玉県桶川市では約21万円、また福井県の敦賀市では46万円という、そういうデータも出ております。

新たな設備として、特に必要はなく、既存のパソコンがあれば十分対応ができます。

今回の震災で、改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要が高まっています。そのために阪神淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされた同システムを平時に導入、運用していくことが極めて有益だと私は考えました。お考えをお伺いいたします。

次に2点目、防災士、防災コーディネータの取り組みです。

地域の総合的な防災力を高めるのは、社会全体の重要な課題であります。専門知識や技能を身につけ、地域の安全・安心のリーダーの育成に全力を上げていく、力を入れていく取り組みが大事だと思います。

また、災害への事前の対策、事後の対策も、まず家庭からです。日ごろから家族で防災会議をしたり、災害に対する認識を持つことなどは、地域への防災意識へとつながっていくと思います。

日本防災機構の関係者は、家族の一人は防災士の資格を持ってほしいと言われておりました。また、行政だけでは限界があります。

そこで、地域の防災の助け合いの仕組みづくりが必要です。防災士は自助・互助、協働を原則にしながら、公助との連携に努め、社会のさまざまな場で減災と防災力向上のために活動し、そのための意識、知識、機能を有するものとして認められた人のことをいいます。災害のときには企業や地域の要請により、避難や救助、救命、避難所の運営などに当たり、地域の自治体、ボランティアの人たちと協働で活動します。

この防災士は阪神・淡路大震災を機に防災の意識が高まり、社会全体に広がりました。2003年に防災士資格認定制度がスタートしました。しかしこの制度は、日本防災機構が認定する民間資格であります。

また、防災コーディネータは、東員町においては社会福祉協議会で取り組みをしていると伺っております。どちらも講座を受講しなければなりません。防災コーディネータは、ここ三重県においても育成講座を開講しております。

防災士の場合は、資格を取得するのに研修講座、資格試験、救急救命講座を受講しなければなりません。受講料は、教材費を含め、5万円ほどかかります。研修費の負担が大きいので、助成制度を設けながら取り組みをしてはどうでしょうか。お考えをお伺いいたします。

3点目、学校施設における防災機能の整備、取り組みです。

大規模地震などの災害発生時に、学校施設は、地域住民のための応急的な避難場所ともなる役割を担っております。そのために耐久性の確保だけではなく、食料、生活必需品などを提供できるように必要物資を備蓄するなど、避難生活に必要な諸機能を備えることが求められています。

過去の大規模地震の時にも、学校施設は多くの住民を受け入れ、避難所として活用されました。しかし当然のことながら、学校施設は教育施設であるため、防災機能の整備が不十分なために、避難所としての使用に際して、不便や不具合が生じていることも事実です。

このたびの大震災において、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったために、避難所の運営に支障を来し、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなど、問題が浮きぼりになりました。

こうした実態を踏まえて、現在、避難所としてあるべき学校施設の防災機能のさまざまな見直しが求められているところでございます。

東員町として地域住民の安心で安全な避難生活を提供するために、耐震化の安全性、防災機能の強化が不可欠であります。そういう認識に立つことが必要であると思います。学校施設における防災整備の現状と取り組み、また対策などについて、お伺いをいたします。

以上この3点について、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 水谷町長。

町長（水谷 俊郎君） 川瀬議員の防災対策についてのご質問に、お答えをいたします。

1点目の被災者支援システムの利活用でございますが、このシステムは兵庫県西宮市の職員が、ご指摘のように、阪神・淡路大震災での対応の中で開発したシステムでございます。大規模な災害時に、被災者の把握や安否確認、生活再建に必要な手続きなどに活用するものでございます。

本町がこのシステムを活用しようとするならば、システム上クリアしなければならない課題がございます。まず、このシステムは住民基本台帳システム、GIS地図情報システムと接続しなければ、効果がかなり落ちてしまうということでございます。

一方、もし接続を行ったということになりますと、個人情報を含むセキュリティ確保の問題がございます。

この2つの相反する問題、これをクリアし、被災者支援システムを構築するのに必要なサーバー等のハード経費、各システムとの接続を含むセットアップ経費等の導入費用につきましても、その費用対効果の面から、十分な調査研究が必要であると考えております。

次に、防災士・防災コーディネータへの取り組みでございますが、地域の安全・安心のため、リーダー育成は大変重要でありますから、昨年11月に、町内すべての自治会で組織する「東員町自主防災組織連絡協議会」を設置いただきまして、意見交換や情報の共有を図っているところでございます。

また、地域住民のリーダーとして活動していただくために、県などが主催する防災に関する研修会への参加を、お願いをしているところでございます。

防災コーディネータ養成につきましては、三重県と三重大学が協働で、毎年「みえ防災コーディネータ養成講座」として、7月から11月にかけて、13日間の日程で開催され、全32講座のうち26講座以上受講した者が「みえ防災コーディネータ」として認定されるものでございます。今年もこの制度がございまして、今、皆様にいろいろお知らせをしているところでございます。町といたしましても、受講者募集案内につきましては、先ほども申し上げましたように、広く町民の皆様に周知をさせていただいて、募集をしているところでございます。

次に、学校施設における防災機能の整備と取り組みでございますが、町内小中学校には、防災倉庫を設置し、毛布、簡易トイレをはじめ、発電機、非常用照明など、防災資機材を備蓄いたしております。さらに学校の空き教室を利用して、3つの学校に間仕切りやシートを保管をしております。また、防災ラジオの設置と、必要に応じて防災行政無線のハンディ無線を配置し、対応することといたしております。

今後はさらに資機材の充足を図り、災害時の非常用電話の設置を進めてまいりたいと思っております。

耐震につきましては、昨日もお答えをさせていただいたように、一応建築基準法に基づきまして、耐震補強は完了をいたしております。あとはバリアフリー化ということと、避難経路を特定をして、そして避難経路のバリアフリー化というものに、これから取り組んでまいりたいというふうなことを思っております。

あと、少し細かいことがございますので、残余につきましては総務部長からお答えをさせていただきます。

議長（山本 陽一郎君） 日置総務部長。

総務部長（日置 直人君） それでは私のほうからは「みえ防災コーディネータ」の件で、先ほど川瀬議員のほうからご質問がありましたように、毎年防災コーディネータの養成講座も開催されておまして、町長答弁がありましたように、みえ防災コーディネータ養成講座は現在も開催されておまして、このコーディネータの養成講座は無料で開催されておりますので、5万円程度の費用がかかるといった講座もございますでしょうけども、当町としては三重県の主催する防災コーディネータを活用してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ご答弁ありがとうございました。

私もあるお母さんから、学校の耐震、また防災に対して、どのような取り組みがあるのかということと、詳細伺うことがありました。その時に、一般質問の場で内容的なことを周知していただけると大変ありがたいなということで、質問を今回させていただきます。

詳細、町長からもお話がありましたし、また先ほど、総務部長からもありましたので、そのような取り組みは大変大きく評価をしたいと思います。

被災者支援システムについて、若干周知をしていきたいと思っております。

先日、私は西宮市のほうに調査研修に行っていました。このたびの大震災の件で、町全体が津波に襲われてしまい、地方公共団体の行政機能そのものが麻痺した地域もありました。このシステムを導入しておきますと、自治体の被災者支援に関する必要な情報のバックアップが可能になります。また仮に庁舎が被災した場合でも、被災者支援復旧に迅速に対応ができることが実証されております。

地方自治情報センターの吉田センター長から、このシステムについて、さまざまな説明を受けました。このシステムは、いざというときの被災者のためのものでもあり、行政のたて割りの中で連携がうまくいかない、このことが大変多くある。文字だけ並べた地域防災計画では、現実には間に合わないことがあるのであるという、そのようなお話もありました。

とにかく住民の命を守ることが大事であります。であればこそ、有効な手段になり、有事の時には必要なものではないかと思えます。この被災地において、自助・共助・公助という考え方が全く今回は成り立っていないという、そのようなお話もありました。

また、職員を亡くしたり、公助の場も成り立たなくなってしまったという、いざというときに、現在被災地では町長が亡くなり、職員が亡くなりといった場合、実際、防災の対応する職員の順番も決めていかなければいけないのではないかという、そのような現状のお話もありました。ぜひ東員町として前向きに、いろんな検討を重ねながら、早急に対応していただきたいと、そのように私は願います。

さて次に、社会福祉協議会で防災コーディネータの取り組みをしていただいています。現在何人ほどいらっしゃるのか、またどのような活動をされているのか、現状をお伺いしたいと思います。

防災士の件は確かに多額な金額が要りますので、すぐに取り組むというのは難しいかもしれませんが、町民の方の中に、ぜひ防災士として活躍したいという方がいらっしゃれば、そのような啓発もしていただければありがたいかなと、そのように思います。

その点について、お伺いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 日置総務部長。

総務部長（日置 直人君） お答えをいたします。

先ほどの、みえ防災コーディネータの登録でございますけども、三重県下では308名の方が登録をされておりまして、そのうち東員町在住の方は3名でございます。

まだ数的にはかなり少ないですので、先ほど申しましたように、コーディネータの養成講座を東員町としても周知をさせていただきまして、先ほど町長の答弁にございましたように、昨年11月に各自治会の自主防災組織連絡協議会を立ち上げていただきましたので、連絡協議会と連携をとって、各地域で災害等のリーダーになっていただくということで考えておりますので、どうかよろしくお伺いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ご答弁ありがとうございました。

本当に現場では、行政では限界があるのは確実だと思います。地域で力を持たなければなりません。防災計画は大事ですけれども、実際そのときにどう動くのか、どう対応するのか、そのことが大変重要であると思います。

先ほども申しましたが、現在も被災地ではさまざまな問題、またご苦労が絶えません。現場へ行かれた方のお話を聞くと、本当に想像を絶する、そういう状況でございます。国の対応は大変遅いです。今、国会はさまざまなことでもめておりますが、何が大事なのか、原点を見失っているのではないかと、そのように私は大変悲しい思いをいたします。

その中でお話を聞いたところによりますと、首長が明るくて元気なところは、前へ前へと対策が進んでいると、そのようなお話をお伺いしました。ぜひこういう部分ではリーダーシップが大事ですので、また、町長のいろんな部分での活動をご期待していきたくと、そのように思っております。

続きまして、東員町も今回の災害の部分で、被災地に職員を派遣されています。また今回も派遣をされるということですのでけれども、復興支援を終えられて戻られたときに、現場はこうであったと、そういうふうなことを報告するということはあるのでしょうか。また、今後の対策を考えるときに、現場で支援に当たられた方たちのいろんな課題、そういうことを知る必要があると思いますが、その辺については、当局としてはどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 町長。

町長（水谷 俊郎君） 派遣しました職員の皆様から報告はいただいております。時期を分けて派遣をいたしておりますので、報告がそろいましたら、その報告書を皆様にもお示しをさせていただきたいというふうなことを思っております。

やはり現場へ行かないとわからないような課題があるようでございまして、一部私も見せていただきましたけど、ここで考えていたのでは全然わからない、現場へ行ってみないとわからない、そんな課題があるようでございます。ぜひとも皆様にもお示しをさせていただいて、今後の参考にさせていただくとともに、またいろいろなご協力もいただきたいし、もっと言うならば、この地で、あってはならないことなんですが、そういう災害が起こったときにどう対応するかということの参考にもなるかと思っております。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ありがとうございます。ぜひとも私もその状況をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2つ目の質問をお伺いいたします。

子育て支援について、3点伺います。

1点目、東員町では、子育て支援として、子育て支援センターの設置、またファミリーサポートセンターの設置、出生・小中学校入学祝い金、中学3年生までの医

療費の無料化、ブックスタート事業、赤ちゃん訪問など、さまざまな部分で子育て中の経済的支援を実施し、子育て環境の整備に尽力をしております。子を産み、育てるなら東員町と言われる、近隣市町にない施策を実施しております。新しくかわられた水谷町長の東員町における子育て支援についてのお考えを、お伺いしたいと思います。

2点目、現在、電車の駅や民間の大型商業施設などでは、赤ちゃんの駅といって、おむつがえスペースや授乳施設の整備が進んでいます。子育て中の外出には戸惑うことが多くあります。安心して気軽に外出できるようにするには、おむつがえができる、また授乳ができる施設が望まれています。

以前の一般質問でお伺いしました、東員町の施設の中では、配置状況として、おむつがえのできるトイレは保健福祉センター、総合文化センター、図書館、そして図書館にはおむつがえのスペースがあるとのことご答弁でした。その後の配置状況はどうでしょうか。

次に東員町の中部公園は、休日になると、町外からもたくさんの親子連れの方たちでいっぱいになります。大変これは素晴らしいことだと思います。また、育児雑誌にも掲載され、人気ナンバーワンになったと伺っております。公園に来られた方から、赤ちゃんの駅はありますかということをお伺いしました。そこで私は今回質問をするのですけれども、子育てのバリアフリー化、子育てを応援していく意味でも、中部公園にも配置すべきと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

3点目、子どもの医療費の窓口払いの無料化の実施です。

現在子ども医療費は、窓口の一時立て替え払いとなっています。本町においては、県内では先がけて、中学3年生まで医療費が無料化となっています。子育ての親ごさんからは、喜びの声を聞いていますが、窓口での支払いが、なぜ現物給付にならないのかという声をたくさん伺います。

県では話し合いがされているようですが、現状、状況はどうなっているのでしょうか。また、少子化対策にさまざまに前向きに取り組んでこられた東員町としては、このことについてどのようにお考えなのか。

以上3点について、お伺いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 水谷町長。

町長（水谷 俊郎君） 子育て支援についてのご質問に、お答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、子育て支援に対する考え方についてでございますが、町長に就任させていただきまして1カ月余りがたちました。その間、私なりに、本町の行政につきまして、また、私がこれからやろうとしている施策につきまして、アドバイザーなどをお呼びをしております、職員と一緒に勉強させていただいております。

東員町がこれまで取り組んでまいりました、子ども達に対する福祉・健康・医療・教育等のさまざまな施策は、ここで私が申し上げるまでもなく、議員もご承知のように、どの分野においても、他の市町と比べて非常に手厚く、しかも早くから独自の事業展開を行ってまいっております。

私は、これまで歴代の町長さん方が取り組まれてこられましたさまざまな「子育て支援」を今後も尊重しながら、東員町の将来を担ってくれる子ども達が、このまちをふるさとと思えるよう、もう一步前進させるための「未来への投資」を図り、「本当にこの町で生まれて、そして育てよかったな」と実感していただけるような子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

そのために、まず子ども達の、子ども達による、子ども達のための「東員・子どもの権利条例」づくりに着手させていただきたいと思っております。これまでは、ほかのところでつくられていますのも、行政がつくる、大人がつくるというものがほとんどでございます。それを子どもの言葉で、子ども自らが考えて策定していただく。私たちが今後、子育て支援対策を進めていく上で、一つの指針となるような条例ができ上がるということを期待いたしております。

次に、本町におけます、おむつがえのベビーベッド、授乳スペースの設置状況につきましてもでございますけれども、文化センター、中部公園に、ベビーベッドとベビーチェアを、また、保健福祉センターにベビーベッドを、それぞれ設置をいたしております。

授乳スペースにつきましては、現在のところ設置はいたしておりませんが、申し出をしていただければ、空いている会議室などを活用していただけるような方法も考えております。

また、ベビーベッド等の子育て支援のスペースにつきましては、今後、施設の改修に合わせて、順次、整備してまいりたいというふうに考えております。中部公園についても同様に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、子どもの医療費の窓口払い無料化の実施について、現在の状況及び本町としての考え方について、お答えをいたします。

乳幼児医療費助成制度は、昭和48年に三重県の補助事業として、当時は2歳児までを対象とした助成制度が開始されました。当初は病院が発行する「領収証明書」を役場に提出していただいて、医療費助成をさせていただいておりましたが、現在では、県内医療機関に限ってでございますけれども、医療機関から直接証明書を送付していただいて、医療費助成を行っております。

また、東員町は三重県の補助対象とされる義務教育就学前児童を大きく上回って、本町の単独事業として、中学3年生まで対象に拡大させていただいて、助成金を対象者の皆様の口座へ振り込みをさせていただいているというのが現状でございます。

医療機関での窓口支払い無料化の実施につきましては、東員町単独で実施した場合、医療機関の窓口で、他市町を含めた取り扱いが異なってしまうと、複雑になってきますので、医療機関の理解を得ることが非常に困難なのが今の現状でございます。県内他市町との調整というものが必要でございます。

要は中学3年生まで無料化をしているというのが当町でございます。ほかではそうではない。その差、その調整が、医療機関のほうで、他市町との調整が必要ということでございますので、なかなか受け入れていただけないというのが現状でございます。現在のところ、県内の市町の福祉医療制度にそういう違いがございます。ですから、ほかの市町との調整が非常に難しいということでございますので、今の時点で窓口を無料化するという事は非常に困難だというふうなことを考えております。

ご理解をいただきたいというふうなことを思っております。それよりも中学3年生まで無料であるということの前向きにとらえていただければ幸いかと存じます。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ご答弁ありがとうございました。

町長、先ほど、東員町としてはいろいろと差があるので難しいとおっしゃいましたが、県のほうではどのようなお考えなのかということ、知っていればお伺いしたいのですが。三重県としてはどのように考えているのかということ。

議長（山本 陽一郎君） 町長。

町長（水谷 俊郎君） 県としましては、今、就学前まで無料ということで実施しておりますけれども、今度の新しい鈴木知事が就任をされまして、6年生まで無料にしようということを選挙公約で言ってみえます。そうなれば、この6年間というのは、当町は単独でやっておりますので、県がそこまでやっただけであれば、当町としてはありがたい話だというふうなことを思っておりますが、6年生まで県が無料にすれば、多分他市町もそういうことになってくるとは思いますけれども、まだまだ中学校3年生までということには至らないところも出てきますので、やはりちぐはぐが出てくるということで、あとは医療機関のほうで、その辺を認めていただいて、受け入れていただいて、その調整をしていただけるかということが、これからの課題だというふうなことを思っております。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） 大変難しい問題であるのは承知しておりますが、やはり現場のお母さんたちの声も大変厳しいものがありますので、ぜひ東員町としても、県のほうに声を上げていただきたいと、そのように思います。今後その部分で努力をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは3つ目の質問に入ります。

期日前投票の手続きの簡素化についてです。

選挙は選挙期日の日である投票日に、指定された投票所において投票することを原則としています。期日前投票は、平成15年、公職選挙法の一部改正により、投票日前でも直接投票箱に投票できる制度です。従来の不在者投票は、投票用紙を封筒に入れて署名をするというものでしたが、この制度が施行されたことによって、手続きが不要になり、投票はしやすくなりました。

期日前投票は、投票日当日に投票に行くことができない理由を宣誓書に記入をして提出する必要があります。この記入について、ある町民の方から、職員の見ている前で住所を書くのに戸惑ってしまった、また大変プレッシャーを感じてしまった、また緊張して投票しにくかったという声が寄せられました。この期日前投票は、大変負担になっているのではないかと私は思いました。何とか軽減ができないものかと思っております。

期日前投票は、全国的に見ても年々増加傾向にあります。東員町においても、平成17年の衆議院総選挙での投票者数に対する期日前投票の割合は10.1%ですが、平成21年には16.8%と、6.7%増加していました。また参議院選挙でも同じぐらいの増加となっております。

期日前投票のときに記入をしなければならない宣誓書は、法令に記載の場所の指定はありません。そこで投票入場券のはがきの裏側に前もって印刷されていて、自宅で記入して投票所に持参することで、投票を行うことに取り組んでいる自治体があります。投票率のアップにもつながり、高齢者の方や障がいのある方、またその場で戸惑い、先ほども述べました緊張するという、そういう方への配慮や事務手続きの簡素化の観点からも、取り組んでみてはどうかと思います。当局のお考えをお伺いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 日置総務部長。

総務部長（日置 直人君） 川瀬議員の、期日前投票の手続きの簡素化についてのご質問にお答えをいたします。

期日前投票につきましては、平成15年の公職選挙法の改正により、それまで多忙のため棄権をしてみえました有権者に投票を行っていただくために、不在者投票制度の要件を緩和する形で新しく設けられたものでございます。

選挙当日、投票所に行くことが困難な有権者の方が、選挙の告示の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、投票をすることができる制度となっております。

この制度は、年々皆様にご理解をいただきまして、先ほど川瀬議員からもご紹介いただきましたように、本町におきまして、期日前投票者数は増加の傾向にございます。

公職選挙法の規定によりまして、選挙人は選挙の当日、自らが投票所に行き、投票をしなければならないと定められておりまして、原則、投票日の当日に投票を行

っていただくこととなります。しかし、例外的に選挙当日に、お仕事とか、ご病気等の理由によりまして、期日前投票を行おうとする場合は、自らが選挙当日、投票に行けない理由を申し立てていただきまして、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないとされています。なお、この宣誓書の様式は、公職選挙法の施行規則において定められておりますので、本町の選挙管理委員会の権限において、独自で様式の簡素化を行うことはできないこととなっております。

現在は期日前投票所において、受け付けの時に宣誓書を記載していただいているため、議員ご指摘のように時間を要したり、混雑も生じています。ということから、次回の選挙から、投票所入場券に期日前投票の宣誓書を印刷することによりまして、期日前投票を活用される方は、事前に自宅で宣誓書を記載していただき、期日前投票所に提出していただく方法を検討しております。

このような改善をすることによりまして、期日前投票の制度がより活用しやすくなると考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 川瀬議員。

3番（川瀬 孝代君） ご答弁ありがとうございました。

ぜひ前向きに、早急に、今日お訴えしましたことに取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。